

平成29年2月3日



国土交通省  
九州地方整備局 宮崎河川国道事務所  
延岡河川国道事務所



宮崎県  
県土整備部 道路保全課

## 記者発表資料

### 市町村の『道路の老朽化対策』の支援推進に向けて

～ 平成28年度宮崎県道路メンテナンス会議(第2回)を開催します。～

宮崎県内の道路インフラは、高度経済成長期に集中的に整備されており、今後急速に老朽化が進むことが見込まれています。国・地方ともに厳しい財政状況のなか、老朽化した道路インフラの補修や更新を確実に実施していくことが重要な課題となっています。

これまでも、老朽化対策の課題の把握や地方公共団体の取組に対する体制支援などを実施しているところですが、さらなる支援を推進していきます。

平成28年度第2回会議の開催と下部組織である専門部会の宮崎県道路鉄道連絡会議(仮称)を立ち上げ、会議を開催しますのでお知らせします。



#### 【宮崎県道路メンテナンス会議】

平成28年度宮崎県道路メンテナンス会議(第1回)

〈日 時〉平成29年2月8日(水)

13:30～ 平成28年度宮崎県道路メンテナンス会議(第2回)

15:45～ 平成28年度宮崎県道路鉄道連絡会議(仮称)(第1回)

〈場 所〉宮崎市中央公民館 3階大研修室 (宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7)

#### 報道機関の皆様へ

会議の傍聴、取材は可能です。ただし、カメラ撮りは冒頭の会長あいさつまでとさせていただきます。

また、意見交換は非公開とさせていただきます。

道路鉄道連絡会議(仮称)の開始時間は、予定時間より前後する場合があります。

取材をされる場合は、前日、2月7日(火)17時までに、下記の問い合わせ先(上村)へ連絡願います。

一 発表記者クラブ

宮崎県政記者クラブ

#### 《問い合わせ先》

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 (宮崎県道路メンテナンス会議事務局)

代表電話 0985-24-8221

(議題について)

総括保全対策官

うえだ きたむ  
植田 定

(内線304)

(開催庶務関係について)

保全対策官

かみむら てつや  
上村 哲也

(内線404)

# 宮崎県道路メンテナンス会議

## 《設立の目的》

道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、宮崎県内の道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより適切な道路構造物の保全を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。（宮崎県道路メンテナンス会議規約より抜粋）

- (1)設置 平成26年5月28日（第1回会議）
- (2)構成 宮崎県内の全道路管理者(国、県、26市町村、県道路公社、高速道路会社)
- (3)会長 国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長
- (4)会議開催経緯
  - [平成26年度] 平成26年5月28日 第1回
  - 平成26年8月27日 第2回
  - 平成27年1月14日 第3回
  - [平成27年度] 平成27年5月13日 第1回
  - 平成27年8月27日 第2回
  - 平成28年1月20日 第3回
  - [平成28年度] 平成28年7月 6日 第1回



設立 第1回会議 開催状況

## 【今回】平成28年度宮崎県道路メンテナンス会議(第2回)

### ■議事(予定)

- ①平成27年度道路メンテナンス年報(平成28年9月公表)の概要
- ②宮崎県道路鉄道連絡会議の設置
- ③宮崎県道路鉄道連絡会議の設置に係る規約改正
- ④平成29年度の取り組み予定
- ⑤情報提供 舗装マネジメント・点検要領
- ⑥情報提供 インフラメンテナンス国民会議の設立
- ⑦意見交換（※意見交換は非公開とさせていただきます。）

# 宮崎県道路鉄道連絡会議(仮称)の設置について

道路法施行規則の一部を改正する省令の公布、施行により、  
(公布日:平成28年10月28日 施行日:平成28年12月1日)

道路法施行規則第4条の5の5に規定される、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項として、跨線橋の計画的な維持及び修繕が図られるよう、道路管理者は、あらかじめ鉄道事業者との協議により、跨線橋の維持又は修繕の方法を定めておくことが追加されました。

これにより、宮崎県内の道路管理者と鉄道事業者との間で、点検計画や修繕計画の調整などを実施する場として、『宮崎県道路鉄道連絡会議(仮称)』を設置し、情報共有や意見交換などを行う予定です。

## 【今回】平成28年度宮崎県道路鉄道連絡会議(仮称)(第1回)

### ■議事(予定)

- ①宮崎県道路鉄道連絡会議の設立
- ②宮崎県道路鉄道連絡会議の規約(案)
- ③跨線橋の点検結果
- ④熊本地震を踏まえた耐震対策の推進
- ⑤今後のスケジュール
- ⑥意見交換(※意見交換は非公開とさせていただきます。)

# 【参考】道路鉄道連絡会議の位置付け

上の管理者 ↓ 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外									
						その他	鉄道								
高速会社		<div style="text-align: center;"> <p><b>道路メンテナンス会議</b> 【都道府県単位で設置済み】</p> </div>				<p style="color: green;">跨道橋 連絡会議</p>	<p style="color: red;">(仮称) 道路鉄道 連絡会議</p>								
直轄						<div style="text-align: center;"> <p>＜事務局＞ 国道事務所</p> </div>				<p style="color: green;">【道路メンテ ナンス会議の 下部組織】</p>	<p style="color: red;">【道路メンテナンス 会議の下部組織】</p>				
公社										<div style="text-align: center;"> <p>＜事務局＞ 国道事務所</p> </div>				<p>＜事務局＞ 国道事務所</p>	<p>＜事務局＞ 国道事務所</p>
都道府県 市区町村														<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	
道路 法外	その他	<p>個別協議</p>													
	鉄道	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="color: red;">(仮称) 道路鉄道連絡会議 【道路メンテナンス会議の下部組織】</p> </div>				<p>＜事務局＞ 国道事務所</p>	 <p style="color: red; text-align: center;">鉄道を跨ぐ道路橋</p>								

# 【参考】対象施設・構成員・役割

## 対象施設

- 鉄道を跨ぐ全ての道路橋(跨線橋)
- 道路を跨ぐ全ての鉄道橋(跨道鉄道橋)
- ※跨道鉄道橋は通達(道路法施行規則の一部改正について)の対象外であるが、道路鉄道連絡会議では必要に応じて対象とする。

## 構成員

- 九州地方整備局(道路部、直轄事務所)
- 九州運輸局(鉄道部)
- 地方公共団体(宮崎県、鉄道事業者が通過する8市7町)
- 高速道路会社(西日本高速道路(株))
- 鉄道事業者(九州旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株))

## 役割

- 点検計画、修繕※計画等の調整(※修繕には耐震補強を含む)
- メンテナンスに関する情報共有
- 耐震補強に関する情報共有
- その他要望、要請事項、意見交換等

# 会議会場場所案内図

## < 総合体育館駐車場案内 >

